

## フランス高等教育における質保証制度の新たな展開

大場 淳

広島大学高等教育研究開発センター准教授

フランスでは、1980年代以降、大学評価を始めとする高等教育質保証のための仕組みが様々な形で導入されてきた。現在では、学内で自己評価の仕組みや学生の参加を得た教育評価制度等が整備される一方で、国民教育省や大学評価委員会(CNE)等による外部評価が重層的に行われる構造となっている。2002年のボローニャ・プロセスに基づく大学教育課程であるLMDの導入は同国の質保証制度の転機であり、また、ほぼ並行して導入された業績評価に重点を置く予算組織法(LOLF)による改革の影響も受けて、大学教育の質保証について、学位授与権認証(habilitation)を中心とした事前統制から結果に基づく事後評価に重心を移すこととなった。本稿は、ボローニャ・プロセス後の外部評価を中心とする高等教育の質保証制度の変化の概要、現状と課題、今後の展望等について検討するものである。

### 1. 質保証概念の発達とフランスにおけるその受容

#### (1) 質保証制度改革の背景

知識・情報社会において、高等教育の質保証及び質向上は最重要課題の一つである。1994年の世界銀行報告書(World Bank, 1994)は、四つの主要な高等教育改革の方向性の一つとして、質・反応性・公平性の重視とともに、政府と高等教育機関の関係の再定義(直接統制から誘導・支援へ)を提言した。1990年代を通じて、多くの国では従来型の高等教育の統制手法は今日的状況にはもはや適さないとして、質についてより明示的な保証が必要であると判断するに至ったとされる(Khawas, 1998)<sup>1</sup>。

当初、質保証は高等教育の国際化の文脈では殆ど意識されていなかったが(Wende (van der) and Westerheijden, 2001)、2000年前後からボローニャ・プロセスを軸として質保証が国際的な枠組で課題となり、各国の質保証制度は国際的な文脈で変革を迫られることとなった。Wende (van der) and Westerheijden (2001)は、高等教育の国際化によって、質保証の機能である説明責任と質改善のうち、前者についてはその重点が資金提供者(主として政府)への説明責任から消費者保護へ移ってきたと述べている。2005年のユネスコ・OECD「国境を越えた高等教育の質保証に関するガイドライン」は、国境を越えて提供される高等教育の質の向上とともに、学生及びその他の利害関係者を低質の教育や悪質な提供者から保護することを目的としている。今日、欧州では、学生は欧州全体の教育プログラムから自己に合ったプログラムの選択が可能であって、情報が適切に提供されていること(透明性)と最低限の質の保証(主として適格認定に基づく)が重要な課題となっている。ボローニャ・プロセスにおいて、欧州学生団体連合(ESIB)(現欧州学生連合(ESU))が正式に協議機関(consultative member)として参加が認められ、加盟国は学生参加を得て質保証に取り組むとされたことは、そうした課題への対応の一環の現れであろう。他方、各国においては、経済や科学技術の発展のために優秀な学生を集めることが政策課題となっており、教育プログラムの質は学生募集を左右する大きな要因と受け止められている。例えば、オランダは、2004年の政策文書<sup>2</sup>で、留学生数等で示される量よりも学生の質を重視する方針を示した。

このような変化はフランスにおいても認識され、国の政策にも反映されている。例えば、1997年の

バイル改革は各大学で教育評価を学生の参加を得て行うこととし、留学生受入れ拡大方策を検討した2001年の国民教育大臣・外務大臣宛のコエン報告は国際交流の中での質保証手続に言及し、また、2003年（2005年更新）の政策文書「フランスの魅力(L'Attractivité de la France)」は優れた学生をフランスに惹き付けることを重要課題とし、教育内容及び学位の質保証を促した。

他方、欧州の多くの政府にとってボローニャ・プロセスは政府の優先的政策を実践する絶好の機会でもあった。フランス政府にとっての優先政策とは、一方では国家学位と政府による教育統制の維持であり、他方では大学の自律性の拡大であるとされる（Fave-Bonnet, 2007）。国民教育省は、学位授与権認証手続の改革によって、ボローニャ・プロセスでの要求を超えて評価文化を大学に持ち込み、大学が自律的に取り組むことを促しつつ教育の改善を目指した。

フランスにおける質保証制度の改革は、経済・社会環境の変化に対応した世界的な大学改革の流れに沿ったものであり、同時に政府の行財政改革の影響も受けた国民教育省の意向が反映されたことが見て取れよう。但し、同国においては、必ずしもこれら一連の改革が「質保証制度」の改革とは受け止められていなかったことには留意を要する。次節では、主に国外で発達した質保証の概念がフランスでどのように受け止められたかを明らかにし、質保証の概念にかかる課題を検討することとしたい。

## (2) 質保証概念のフランスにおける受容

質保証(quality assurance)は主に英語を公用語とする国及び英語を用いた国際協力の枠組（以下「英語圏」と言う）で発達した概念である。Woodhouse（1999）によれば、高等教育の大衆化に伴って、①高等教育の目的の適切性（社会の要請に込えているか）、②効率性（資源を適切に用いているか）、③有効性（望ましい卒業生を輩出しているか）の3点についての懸念が拡大し、卓越性や優れた業績と結び付いていた伝統的な質概念とは異なった「目的への適合性」が高等教育の質の概念として新たに用いられるようになった。この定義では、求められる質はそれぞれの目的に応じて多様であって、質保証は総合的なアプローチであるとともに各国の文化や機関の特徴等に左右されるものとなる。

フランスでは、1984年に大学評価委員会(CNE)が外部評価機関としては欧州で最も早くに設置され、国の政策として欧州で初めて導入された質保証の仕組みである（Westerheijden et al., 2006）と言われるように、英語の質保証に相当する概念は早くから存在し、国の権限が強いといったフランス高等教育の文脈で位置付けていた。しかしながら同国では、外部評価活動に対して当初から質保証（英語を直訳すれば"assurance (de la) qualité"）という言葉が用いられてきた訳ではない。国民教育省が行うプログラムの事前審査は学位授与権認証(habilitation)であり、CNEが行うのは評価(évaluation)である。その意味では、フランスでは総合的な概念である質保証は必ずしも共有されていなかったと言えよう。

質保証の概念がフランスに普及するのは、1991年の高等教育質保証機関国際ネットワーク(INQAAHE)創設、OECDやユネスコといった国際機関の質保証にかかる取組<sup>3</sup>といった世界的な動き、特にボローニャ・プロセスにおいて質保証が重要な位置を占めるようになり、欧州委員会においてもEVALUEやTUNINGといった研究協力事業が進められ、また協力の枠組としてENQA<sup>4</sup>が創設される中でのことと考えられる。ボローニャ推進委員<sup>5</sup>であるM.-F. ファブ＝ボネは、"quality assurance"の仏訳が課題になったのはEVALUE等に参加するとともに同委員を務めている中でのことと指摘しており、特にボローニャ・プロセスが質保証概念の普及を促したことを示唆している（Fave-Bonnet, 2007）。しかしながら、元来産業界の概念である質保証の教育への適用に対する懸念も少なくなく（Dejean, 2004）、また、英語圏で発達し多様な概念を内包する質保証に対してこれまでのフランスにおける実践と重ね合わせつつ仏語において複数の翻訳が当てられ、今日でも混乱が認められる。

質保証は仏語では、一般には、"assurance (de la) qualité"又は"garantie de la qualité"が訳語として当てられる。しかし、直訳であるこれらの表現が必ずしもフランスにおける従来からの実践を示すものとして受け取られないことから、今日、質保証には幾つかの異なる訳語が当てられている。例えば、国民教育省のボローニャ宣言の公式訳では"évaluation de la qualité"（質評価）が用いられており<sup>6</sup>、また、CNEはENQAの規準・指針書（後述）の翻訳に当たって"management de la qualité"（質管理）を用い、また、ボローニャ推進委員のA.アントワヌは、質保証は「継続的改善(amélioration continue)」であるとする<sup>7</sup>。それらの翻訳は意図的に用いられており、例えば、CNEは当該訳書（CNE, 2006a）において、ケベック仏語局(Office québécois de la langue française : OQLF)の定義を援用しつつ、質管理を「質の政策(politique qualité)と目的、責任を定め、それらを質の計画(planification)、質の制御(maîtrise)、質の保証(assurance)、質の向上(amélioration)といった質制度(système qualité)の枠組において実践する一般管理機能の活動の総体」と定義し、全体の活動の中で質の向上を図ることに重点を置いている<sup>8</sup>。これら仏訳の違いをFave-Bonnet（2007）は以下のように総括し、それぞれに目的が異なることを強調した。

- 質評価(évaluation de la qualité)：どのように質を測るか
- 質保証(assurance de la qualité = garantie de la qualité)：どのように質を保証するか
- 質管理(management de la qualité)：どのようにして質を得るか

以上のような質保証の多様な訳語は、用いる者それぞれにとって質保証にかかる重点の相違を示したものであり、今日においても質保証を巡って葛藤が生じているものと受け止められよう。次章では、こうした質保証に関する議論を踏まえて、ボローニャ・プロセス並びにフランスにおける具体的な質保証制度整備の状況を見ることとしたい。

## 2. ボローニャ・プロセスとフランスの対応

### (1)ボローニャ・プロセスと質保証

1999年のボローニャ大臣会合では、欧州高等教育圏の基本的方針として、容易に判読でき、比較可能な学位制度と、それに対応して学士前と学士後の二つの段階による教育課程を採ることとされた。そして、それらを実質的に機能させるため、学位附属書(diploma supplement)と単位互換制度(ECTS)を採用することと併せて、質保証に関する欧州規模での協力を行うことが合意された。当初、質保証はボローニャ・プロセスにおいて中心的な位置を占めていなかったものの、異なる制度に基づく様々な学修成果の互換性確保並びにその国際的な通用性において質保証制度が果たす役割の重要性が認識された結果（CPU, 2005）、続く2001年のプラハ会合では、学位・学修歴認証に関するENIC-NARICネットワーク<sup>9</sup>と質保証ネットワーク（ENQA）のより緊密な連携<sup>10</sup>、国内質保証制度の相互信頼と相互受入れのための協力、質保証にかかる優良実践の普及を推進することが合意された。

2003年のベルリン大臣会合は、参加国が質保証に最優先的に取り組むことに合意した会合である。同会合コミュニケは、高等教育の質が欧州高等教育圏創設の中心的課題であることを確認しつつ、機関・国・欧州の各段階での質保証発展を推進することとした。そして、相互に共有できる質保証の規準・手続・指針(standards, procedures and guidelines)開発の必要性を訴えるとともに、質保証の第一義的責任は各機関自身にあって、そのことは国内質保証制度の基礎となるとした。参加国は、2005年までにそれぞれの質保証制度に、①関係機関・組織の責任の定義、②自己点検、外部評価、学生参加、結果公表を含む教育プログラム又は機関の評価、③適格認定(accreditation)、証明(certification)、あるいは同等の手続の制度、③国際的な活動への参加、国際協力・連携を含めることに合意した。

これによって、フランスを含む各国は、定められた年限までに上記大枠に従って自国の質保証制度

を整備する道義的義務を負うこととなった。2005年のベルゲン大臣会合では、不十分な面が残るものの、殆ど全ての参加国において関連規定整備が行われたことが報告された。他方、ENQAによって質保証に関する規準等の検討が進められ、同会合に「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area)」(以下、「規準・指針書」と言う)<sup>11</sup>が提出された。そして、今日、規準・指針書は、各国の多様性を前提としつつも、欧州において質保証の基盤を提供するものとなっている<sup>12</sup>。

## (2)LMDの導入と学位授与権認証(habilitation)制度の改革

大学は、学位(国家学位)<sup>13</sup>授与を目的とするプログラム(学位プログラム)を開設するに際して、事前に国から授与権の認証(habilitation)を受けなければならない<sup>14</sup>。現在、教育プログラムの認証は国と大学間の四年契約の枠組(契約政策)<sup>15</sup>の中で取り扱われており、国による認証の有効期間は原則4年である。

前述の通り、ボローニャ・プロセスにおいては、高等教育についての共通枠組が設定される一方で、どのような質保証制度を整備するかは各国の裁量に大幅に任されている。フランスでは、2002年、欧州高等教育圏に対応した学位構造であるLMDの導入を定めた一連の政省令が制定され、その中で質保証制度の見直しが行われた。国民教育省は、従来同様に学位授与権認証を事前に行うことによって学位及び教育の質を国が保証することを基本としつつも、学位授与権認証基準(maquettes nationales des diplômes)を撤廃して大学が自由に教育プログラムを構想できるようにするとともに、評価基準(critères d'évaluation)の明確化<sup>16</sup>、教育の実践状況の確認等を行う実施調査委員会(comité de suivi)<sup>17</sup>の設置などといった改革を行い、事前的な統制を緩和して事後的な評価を充実する方向へ転換した。

しかしながら、こうした根本的な方針転換があったにも拘らず<sup>18</sup>、国民教育省はLMD導入後も国家学位の原則に根本的な変化はないとの説明を重ねて行っていることには留意する必要があるだろう。例えば、LMD導入前の2001年4月24日、ラング国民教育大臣は高等教育・研究審議会(CNESER)における改革案説明において、高等教育の基本原則としての国家学位の堅持、国による枠組設定と教育プログラムの事前審査の継続を表明した。また、導入後の2003年11月24日付記者発表資料において、フェリ国民教育大臣は、LMD導入によって「学位はこれまで以上に国家的なものとなる」と述べている。これらの説明は、学生組合を中心とする者から、公役務である高等教育の性格を損なうものであるとしてLMD導入に強い反発があったことへ配慮してのことと考えられる。例えば、最大の学生組合であるフランス全国学生連合(UNEF)は、LMDによる大学教育改革は「欧州対応の名の下で教育の国家的枠組を大幅に見直すものであり、それは、学位の価値、学生間の平等の見直しに繋がり、我々の権利や既得の利益を損なう」ものであるとして強く非難している(UNEF, 2004: 2)。こうした批判に対して国民教育省は、2003年12月11日付記者発表資料において、学生が事前審査の枠組の堅持を求めたことに答える形で、「事前に定められた法的枠組は、これまでの経験が示すように、形式的な平等を保証するのみである」として、新しい制度によってこれまで以上に学位の質が担保されると述べている<sup>19</sup>。規制緩和を進めるものの、高等教育における国の責任は維持するという方針が認められよう。

学生等による強い反対はあったもののLMDへの移行は順次進められ、2005年秋時点で、ほぼ全て(98%)の大学がLMDを採用した<sup>20</sup>。これによって、学位授与権認証手続を始めとする諸手続は、事後評価により重点を置いた新しい制度下で行われることとなった。

### (3) 予算組織法(LOLF)の施行と学位授与権認証

学位授与権認証制度は教育の質を担保する機能を有するものであるが、同時に国家にとって必要とされる教育活動が適切に提供されるよう、国が一定の方針を定めて、大学に教育プログラム提供を求める手段でもある(Compagnon, 2003)。学位授与権認証の手続には国の行政の一環として国の行財政全般に関する諸規則が適用され、当該制度は行財政改革の影響を直接に受けることとなる。近年の改革では、ボローニャ・プロセスにほぼ並行して導入された予算組織法(LOLF)が質保証の在り方に根本的な変革をもたらした。

LOLFは、2001年8月1日に制定された国家予算編成・執行の基本に関する組織法律(*loi organique*)<sup>21</sup>である。LOLFは、2002年から2005年までの準備期間を経て、2006年予算(同年1月1日開始)から全面施行された。LOLFによる財政改革の目的は、予算の使途をより明瞭にし、手段の文化(*culture de moyens*)を結果と業績の文化(*culture de résultats et de performance*)に置き換えて、それぞれの活動の担当者が業績について責任を負うこととされる(AMUE, 2005a)。結果と業績の重視は、大学の裁量拡大や事後評価の充実といった前述の学位授与権認証制度改革の方針と符合している。

国民教育省は、LOLF導入に伴って大学評価を重要政策の一つに位置付け、契約政策の中で重点的にその充実を図る方針を示した(MEN, 2006)。LOLFが初めて全面適用される2006年からのD群大学の契約更改に備えて、2004年5月12日付高等教育局長通知において、これまでの発展契約(*contrat de développement*)はLOLFに基づく目標契約(*contrat d'objectif*)となるとし、同時期に配布された契約作成手引書において、LOLFがもたらす評価と将来予測の原則に従って契約を締結し、当該契約に業績指標並びに経費分析等を盛り込む方針を示した(DES, 2004)。新しい契約政策では、従来は必ずしも重視されてこなかった前期の契約実績が次期契約策定の基礎となり、国の定める指標、契約に盛り込まれる指標、自己評価の指標の三つの指標が重層的に評価に適用されることとなった(前掲通知)<sup>22</sup>。

これら一連の評価において最も重視される手順は、大学が自ら取り組む自己評価乃至内部質保証の仕組みである。例えば、国民教育省のモンテユ高等教育局長(Monteil, 2004)は、LOLF適用に関連して「内部評価の仕組みは、明確に目標を定めることを可能にする唯一の手段である。…大学自治が責任の一層拡大した形態であると定義されるのであれば、内部評価は自治の道具である」と述べており、その重要性を殊更に強調している。自己評価や内部質保証の仕組みの整備は、LOLFにおいても明示的に求められており、また、契約の基礎となる全学計画策定に際しても、自己評価の手順等を示した全国大学評価委員会(CNE)の「規準書(*Livre des références*)」(後述)やENQAの規準・指針書等を参照することが大学に対して求められている(DGES, 2006)。

### (4) 大学評価委員会(CNE)による規準書策定

2003年秋、ベルリン大臣会合において質保証における第一義的責任が高等教育機関にあるとされたことを反映しつつ、CNEは国民教育研究行政監査総局(IGAENR)とともに、各大学向けに自己評価を行うための「規準書(*Livre des références*)」(CNE, 2003)を作成した。同書は、その冒頭で「高等教育機関が自己の質保証の仕組みを設けることに寄与するような一連の勧告を集めて整理」したものであるとし、大学における内部評価により重点を置くことを明言している。

CNEの規準書は、ENQAにおける共通規準策定段階の検討を反映しつつ作成されたものである。規準書に盛り込まれた63の規準(*référence*)は、規準の集合体である10の規準群(*référentiel*)毎に、教育政策、学術政策、使命遂行に資する管理運営の三つの領域に振り分けられる。そして、各規準の下には複数の基準(*critère*)が置かれ、全体で302基準が定められている<sup>23</sup>。新しい規準書は、第一段階として

翌年の 25 大学における評価に導入され、順次他大学に導入されてきている。

他方、CNE は、2006 年 9 月、ENQA の規準・指針書の策定・翻訳を受けて、主として国内の大学向けに、評価の手順等についての解説資料「CNE—国際的文脈におけるその使命、手法」を刊行した（CNE, 2006b）。同書は、ENQA で評価の原則とされた内部評価、外部評価、報告書策定の各手順、それらに加えて実施状況確認について、基本的考え方や手順の詳細等を解説し、その中で、大学自治に基づいて質保証の第一義的責任を各機関が有するとし、自己評価は評価手続において中核を占めることを改めて強調した。

CNE は ENQA の創設機関の一員であり、ENQA を中心とするボローニャ・プロセスにおける質保証に関する議論の中心に位置付く一方で、国内では大学の外部評価を継続して行いつつ、ENQA での議論を踏まえて、IGAENR と連携してボローニャ・プロセスに対応して自己評価への支援を中心とする評価制度整備を推進してきた。CNE は 2006 年の研究計画法に基づいて、他の幾つかの評価機関とともに研究・高等教育評価機関(AERES)に翌年に統合されたが、これは 2005 年のベルリン会合の合意への対応であり（Troquet, 2007）、今後 AERES は欧州規模で行われるであろう質保証活動のフランスにおける中心的機関となることとなった。

#### (5) 質保証制度の課題

フランス高等教育では、従前から実施されている学位授与権認証、欧州で最も早く設置された大学評価機関の CNE に加えて、教員評価を行う全国大学評議会(CNU)、行政的観点から大学等の評価を行う国民教育研究行政監査総局(IGAENR)や会計監査院、研究評価を行う研究評価委員会(CNR)など、多様な評価者が重層的に存在してきた。フランスの質評価制度は国際的に見ても整備が進んでいるとされており、例えば、2005 年のボローニャ・プロセス大臣会合（於ベルゲン）に提出された勧告実施進捗報告書（BFUG Working Group on Stocktaking, 2005）においても、同国の質保証制度の整備状況は 5 段階中最上位の"excellent performance"（優秀）に位置付けられた<sup>24</sup>。

しかしながら、日本の大学審議会が必要性を指摘したような多面的な評価制度<sup>25</sup>が以前から整備され、様々な角度から大学が評価され、一定の国際的評価を得ているにも拘らず、今日においてもフランスの大学では評価文化が根付いていないといった指摘が跡を絶たず<sup>26</sup>、また質保証の概念も十分に普及していない。その一方で、大学は幾重にも渡って評価され、大学人からは「評価疲れ」といった言葉も度々聞かれる。そのような状況を反映して、契約政策を評価した 2004 年のフレモン報告（Frémont et al., 2004）は、大学内で評価文化を根付かせて、それが質保証の取組に結び付くように自己評価を発達させることを求めている。LOLF の全面適用並びに CNE の規準書は、大学内の評価文化発達を促し、自己評価を基礎とする質保証制度が機能していくための基盤となることが期待されている。しかしながら、CNE の評価は各大学の自発性に大きく依存する一方で、A. アントワヌが指摘するように<sup>27</sup>、LOLF に基づいて国が設定した指標の改善のみに努めて全体的な質の向上には程遠い状態の大学も少なくない。

自己評価が質保証制度の基礎となることは、これまでの多くの研究結果や実践が示すところであり、また、ENQA の規準・指針書でも繰り返して指摘されている。質保証の第一義的責任は各大学にあり、その責任を遂行するに当たっては大学の自律性の拡大は必須の要件である（Woodhouse, 1999）。大学の自律性拡大は、CPU の 2001 年度シンポジウムでも主題として取り上げられて議論され、2003 年には主として学生の反対によって廃案になったものの大学自治を拡大する法案（フェリ法案）が国会に提出され、2007 年に発足したフィヨン内閣で新法の成立を見るなど、高等教育改革において近年最も

重要な課題の一つとなっている。その一部は、前述の学位授与権認証基準廃止によって実現されたものの (Monteil et al., 2005)、フランスの大学が有する自律性は国際的にも低く<sup>28</sup>、財務、人事、組織編成等、大学運営のあらゆる側面においてその拡大が求められ、新法の適用が待たれている。しかし、大学の自律性拡大は公役務としての高等教育における機会均等の確保と抵触する側面が多く、その実現は容易ではないのが現状である。

その一方で、統合された評価機関である AERES は、形成的性格が強かった CNE の性格を変質する可能性を有している。CNE は国民教育省の外に大統領直属の機関として設置されて同省との関係は希薄であったが、初代の長に同省高等教育局長であった J.-M. モンテイユが就任したことに見るように、AERES は高等教育行政と一体となって機能し、これまで CNE が行っていた大学評価は予算配分とも関連付けられて総括的機能を高める可能性も否定しきれない。

### 3. 結語

外部評価制度を軸とした質保証制度の整備は世界的な課題である。2005 年現在、60 以上の国において外部質評価・適格認定制度が採用されているが (OECD, 2005)、それらの制度が十分に機能するのはこれからのことと思われる。今後、国内制度の整備や実践の向上だけでなく、質保証における国際協力、国際的枠組への国内制度の対応は一層課題となろう。

フランスにおいては、評価を中心とする質保証の枠組が事前統制と事後評価を実施してきた同国の文脈において制度化され、行財政改革や国際的動向の影響を受けながら、次第に事前統制を緩和して事後評価を重視する方向で改革が進められてきた。この改革で重点が置かれているのは、大学が教育の質に第一義的責任を負うという自律性であり、その中心に位置付くのは自己評価である。CNE はそうした大学の努力を促す形で評価制度の整備を進めてきたが、近年の LMD 導入・LOLF 適用は大学に説明責任を求める総括的性格が強く、また、CNE が AERES に統合されたこともあって、質保証制度全般において総括的側面が強化される可能性も否定しきれない。同国における今後の質保証の在り方は、"quality assurance" の多様な訳語に見られるように極めて不透明である。

しかしながら、ボローニャ・プロセスを始めとする国際的な動向は、国内制度の状況に関わりなく各大学が全欧州の規模で設定される多様な質保証の枠組に直接に対応することをも迫っている。例えば、CPU 副議長でパリ第一大学長の M. カプランは、適格認定を始めとする評価は一国の制度を越えて欧州規模で行われ、個々の大学はそれぞれに置かれた環境に適応する様々な評価を直接に受けなければならないことを強調している (Kaplan, 2005)。実際、経営学 (ビジネス) 系の教育プログラムの多くは欧州規模の適格認定を受けるようになっており、このことは一国の質保証制度だけではプログラムの魅力を維持できなくなっていることを端的に示していると言えよう。

フランスと日本との比較の観点からは、フランスの学位授与権認証と我が国の設置認可の両制度は教育プログラムの事前統制として共通性を有しており、また、フランスの CNE による評価及び国民教育省の実施調査委員会の活動と日本の認証評価制度及び国立大学法人評価制度は、手法は異なっているもののいずれも事後評価の制度である。更に、両国において事前統制を緩和して事後評価を充実する方向に移行してきている点や質保証の概念が遅れて入ってきたこと、国際対応に迫られていることは同様であることも指摘できよう。但し、日本においては規制緩和が先行し、半面、事後評価制度の整備が遅れ、また、フランスを含む欧州で最も重要とされる自己評価の充実がおろそかになった感が否めない。欧州の経験に鑑みれば、これらの整備・充実は日本でも不可避であり、また、次の段階として、個々の大学が国際的な評価の枠組に直接に対応しなければならなくなることが予想される。今

後の質保証の在り方を探る上で、フランスや他の欧州諸国の経験は大きな示唆を与えてくれよう。

## 注

- <sup>1</sup> 日本に関しては、1991年の大学設置基準大綱化は世界的な大学改革の流れに沿ったものであるが、明示的な質保証制度の必要性の認識はそれに大幅に遅れた。日本における大学評価の議論においては、高等教育の質に焦点を当てて評価対象を定義するための議論が展開されることはなく、以下に述べるような国際的動向の変化を踏まえて、中央教育審議会等で質保証が言及されるのは2002年前後からである（米澤, 2004）。
- <sup>2</sup> Koers op kwaliteit – Internationaliseringsbrief hoger onderwijs（質における競争—高等教育の国際化に関する書簡）。
- <sup>3</sup> 例えばOECDは1999年、「Quality and Internationalisation in Higher Education」と題した論集を刊行した。
- <sup>4</sup> 欧州高等教育質保証ネットワーク。2000年3月、欧州委員会の呼びかけによって集まった各国高等教育質保証機関代表及び各国政府代表によって設立された。2004年11月、ENQAは欧州高等教育質保証協会となり（略号変わらず）、今日に至っている。
- <sup>5</sup> 欧州委員会から任命を受け、各国でボローニャ・プロセス勧告の実施支援に当たる者。
- <sup>6</sup> 国民教育省はボローニャ・プロセスにおいて継続的に"évaluation de la qualité"を用いており、例えば、ボローニャ連絡調整委員会(BFUG)に提出したボローニャ・プロセス大臣会合勧告実施国別状況報告書（Monteil et al., 2005）においても当該用語が用いられている。
- <sup>7</sup> <http://www.europe-education-formation.fr/bologne-temoignage.php>（2007年2月参照）
- <sup>8</sup> 同書は、（狭義の）質（の）保証の定義にも言及しており、同様にOQLFの定義を援用しつつ、「質制度の枠組において実践され、必要に応じて質にかかる要求を満たすことに対して適切な信頼を与えるために行われる、事前に定められた体系的活動の総体」と解説している。
- <sup>9</sup> 国外における学位や学修歴に関する情報提供を行う各国の公的情報センターのネットワーク。欧州委員会やユネスコ等の支援を受けて設置された。フランスでは国際教育研究センター(CIEP)がENIC-NARICに指定されている。
- <sup>10</sup> この方針を受けて、ENQA及びENIC-NARICネットワークは、学位・学修歴の認証基準の精緻化や学位の分類等について協力を行うことに合意した（ENQAの2003年ベルリン会合向け宣言文書）。
- <sup>11</sup> 規準・指針書の概要並びに用語の邦訳については大場（2007a）参照。
- <sup>12</sup> 2006年2月15日の欧州議会・評議会勧告（Parlement européen et Conseil, 2006）は、規準・指針書に従って各国が厳格な質保証制度の整備に努めることを促した。
- <sup>13</sup> Diplôme national。大学の教育が定められた基準に合致していることを国が確認することによって学位の質の担保を図る制度。
- <sup>14</sup> 博士課程については、教育研究組織の連合体である博士学院(école doctorale)で教育が行われ、認証ではなく適格認定(accreditation)を受けることとされている。
- <sup>15</sup> 大学が四年間の活動計画を策定し、それに基づいて国と契約（四年契約）を締結し予算配分を受けられること。契約の締結年によって大学はAからDの4群に分けられる。
- <sup>16</sup> 評価基準については大場（2007a）参照。
- <sup>17</sup> 但し、職業学士については、既に1999年の課程設置の際に実施調査委員会が設置されていた。
- <sup>18</sup> 筆者のインタビュー（2006年6月実施）に答えて、国民教育省の高等教育担当総視学官である T.



マランは、LMD 導入に伴って認証手続は根本的に変革されたことを認めている。

- 19 この趣旨は、先に紹介したラング大臣の CNESER 説明における「学位の国家制を担保し、学術的・職業専門的認証を保証するのは法的規定の精緻度の程度ではなく、国が責任をもって実施する手続である」との発言でも示されている。
- 20 2005 年 9 月 21 日、国民教育大臣記者会見。ちなみに、LMD への移行は任意であったが、政府の強い誘導策があったこともあり、殆どの大学が LMD を選択した。
- 21 憲法に基づいて公権力の編成について規定するもので、通常法律の上位に位置する。
- 22 新しい契約政策における指標については大場（2007b）参照。
- 23 規準書については大場（2007b）参照。
- 24 評価基準は、全面的に機能する専門の質保証機関が設置されているか又は既存の機関が質保証を責任の一部として有しており、質保証制度が全ての高等教育に適用され、関係者全ての責任が明確に定義されていることである（調査対象の 43 国（地域）のうち 22 が優秀の評価）。但し、フランスは、質保証への学生参加については最低位の「殆ど進捗がない」に評されている。
- 25 平成 10 年答申は、「大学が行う教育、研究、組織運営などの諸活動について、それぞれの評価主体の特質を生かした多面的な評価が実施されることが期待される」と指摘した。
- 26 例えば、2004 年 12 月 3 日の自己評価と大学自治に関する AMUE セミナーで、D. ドブジ（リヨン第一大学長）は「フランスの殆どの大学は評価文化を持っていない」と述べており、当該セミナーを通じて評価文化の大学への浸透が課題として指摘された（AMUE, 2005b）。
- 27 2007 年 2 月 2 日の筆者によるインタビューに基づく。
- 28 この点は、前述の CPU シンポジウムやフェリ法案検討の過程で度々指摘されている。

## 参考文献

- 大場淳「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応—評価の規準 (standards/références) を中心に一」広島大学高等教育研究開発センター編『大学改革における評価制度の研究』COE 研究シリーズ 28、広島大学高等教育研究開発センター、2007a、45-74 頁。
- 大場淳「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」大学論集第 38 集、2007b、103-124 頁。
- 米澤彰純「大学「評価」をめぐる日本の文脈」秦由美子編『新時代を切り拓く大学評価—日本とイギリス—』東信堂、2004、105-126 頁。
- AMUE = Agence de mutualisation des universités et des établissements d'enseignement supérieur, *LOLF – Les essentiels*, Auteur, 2005a, Paris.
- AMUE = Agence de mutualisation des universités et des établissements d'enseignement supérieur, *Auto-évaluation et autonomie des établissements d'enseignement supérieur, vendredi 3 décembre 2004 – compte-rendu* –, AMUE, 2005b, Paris.
- BFUG Working Group on Stocktaking, *Bologna Process Stocktaking, Report to the Bologna Process Bergen Conference*, 2005, Bergen.
- CNE = Comité national d'Évaluation, *Livre des références : les références de l'assurance de la qualité dans les établissements d'enseignement supérieur*, Auteur, 2003, Paris.
- CNE = Comité national d'Évaluation, *Références et lignes directrices pour le management de la qualité dans l'espace européen de l'enseignement supérieur – Traduction proposée par le Comité national d'évaluation*,

- Auteur, 2006a, Paris.
- CNE = Comité national d'Évaluation, *Le CNE, ses missions, ses méthodes dans un contexte international*, Auteur, 2006b, Paris.
- Compagnon A., *Principes pour l'évaluation des universités*, www.qsf.fr (récupéré en octobre 2006).
- CPU = Conférence des Présidents d'Université, *L'université : Acteur majeur dans l'Europe des formations supérieures*, Documents de travail des tables rondes du colloque annuel, Auteur, 2005, Paris.
- Dejean J., Évaluation de la qualité de l'enseignement supérieur : de quoi parle-t-on? In *De Berlin à Bergen – nouveaux enjeux de l'évaluation*, CNE, 2004, Paris, pp 18-26.
- DES = Direction de l'Enseignement supérieur, *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche – Vague D 2006-2009 Orientations et mode d'emploi*, MEN, 2004, Paris.
- DGES = Direction générale de l'Enseignement supérieur, *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche – Vague B 2008-2011 Mode d'emploi : Volume 1 Orientations stratégiques*, MEN, 2006, Paris.
- El-Khawass E., *Quality Assurance in Higher Education : Recent Progress; Challenge Ahead*, Presented at the UNESCO World Conference in Higher Education, 1998, Paris.
- Fave-Bonnet M.-F., *Du processus de Bologne au LMD : analyse de la « traduction » française de « quality assurance »*, Communication à la conférence RESUP, les 1-3 février 2007, Paris.
- Frémont A. et al., *Les universités françaises en mutation : la politique de contractualisation (1984-2002)*, Documentation française, 2004, Paris.
- Kaplan M., Ouverture du séminaire, *Auto-évaluation et autonomie des établissements d'enseignements supérieur vendredi 3 décembre 2004 – compte-rendu –*, AMUE, 2005, Paris, pp 6-7.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale *Mise en oeuvre du schéma licence-master-doctorat (LMD)*, Auteur, 2002, Paris.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale, *Contribution à l'action gouvernementale – Enseignement supérieur –*, Auteur, 2006, Paris.
- Monteil J.-M., Ouverture du séminaire, *Auto-évaluation et autonomie des établissements d'enseignements supérieur vendredi 3 décembre 2004 – compte-rendu –*, AMUE, Paris, 2005, pp 4-5.
- Monteil J.-M., et al., *Bologna Process National Report 2004-2005 France*, MEN, 2005, Paris.
- OECD = Organisation for Economic Co-operation and Development, *Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education*, OECD Publishing, 2005, Paris.
- Parlement européen et Conseil, Recommandation du parlement européen et du conseil du 15 février 2006 concernant la poursuite de la coopération européenne visant la garantie de la qualité dans l'enseignement supérieur (2006/143/CE), *Journal officiel de l'Union européenne* 4.3.2006, L 64/60-62.
- Perellon J.-F., *La qualité dans l'enseignement supérieur – Reconnaissance des filières d'études en Suisse et en Europe : analyse d'une révolution*, Presses polytechniques et universitaires romandes, 2003, Lausanne.
- Troquet M. *L'application du processus de Bologne en France Bilan et perspectives*. Document présenté au 20ème Colloque annuel Promosciences 19-20 mars 2007, Lorient.
- UNEF = Union nationale des Étudiants de France « Réforme LMD » – *Menace sur les universités – Danger pour les étudiants*, Document pour les Assises locales et nationales de l'université et de la recherche, 2004, Paris.
- Wende (van der) M.C. and Westerheijden D.F., International Aspects of Quality Assurance with a Special Focus on European Higher Education, *Quality in Higher Education*, Vol.7, No.3, 2001, pp 233-245.

Westerheijden D.F. et al., *Lines of Change in the Discourse on Quality Assurance – An Overview of Some Studies into What Impacts Improvement*, Paper presented to the 28th Annual EAIR Forum, 30 August to 1 September 2006, Rome.

Woodhouse D., Quality and Quality Assurance, In *Quality and Internationalisation in Higher Education*, Edited by Knight J. and de Wit H., OECD Publishing, 1999, Paris, pp 29-44.

World Bank, *Higher Education : The Lessons of Experience*, Author, Washington, 1994, D.C.

Résumé de l'article paru dans le numéro 35 (mars 2007), *Annales de la Société franco-japonaise des Sciences de l'Éducation*, 31-32.

## L'évolution du système d'assurance de la qualité de l'enseignement supérieur en France

Jun OBA

Maître de conférences

Institut de recherche pour l'enseignement supérieur (R.I.H.E.)

Université de Hiroshima

Ce document a pour objectif de présenter les grandes tendances actuelles de l'assurance qualité dans l'enseignement supérieur français, ainsi que les facteurs qui y contribuent, et enfin de présenter quelques éléments de comparaison entre la France et le Japon.

En France, depuis les années 1980, de nouveaux dispositifs pour assurer la qualité de l'enseignement supérieur ont été mis en place. Pour le système français d'assurance de la qualité, le passage au LMD a représenté un changement de cap important. Si le diplôme national reste toujours au coeur de ce système, les procédures d'habilitation ont été considérablement modifiées. Désormais, celles-ci se basent davantage sur l'évaluation a posteriori au lieu du contrôle préalable, et ainsi les maquettes nationales ont été abolies. De ce fait, l'autonomie universitaire en matière de formation a été largement renforcée, et les universités sont devenues plus responsables des résultats de leur formation. Cette responsabilité est devenue d'autant plus grande que la nouvelle réforme administrative – mise en place de la LOLF – a requis un contrôle strict des dépenses, incluant le financement en enseignement, en contrepartie du renforcement de l'autonomie financière des opérateurs. D'autre part, tout en admettant que l'assurance de la qualité dépend essentiellement de la démarche qualité interne de chaque établissement, des efforts pour développer l'auto-évaluation ont intensément été déployés par les universités et des aides ont été organisées par des agences d'évaluation, notamment par le CNE.

L'évolution française en cette matière, accentuée en particulier par les changements économiques et sociaux au niveau mondial, est d'autant plus intéressante sur le plan comparatif avec le Japon que dans ce dernier, une déréglementation similaire en matière de formation a été réalisée au début des années 1990, et que l'autonomie universitaire s'est renforcée sans cesse par les réformes qui ont suivi. Par ailleurs, comme en France, la massification et l'internationalisation de l'enseignement supérieur se présentent aussi comme un défi majeur et, de ce fait, l'assurance de la qualité de l'enseignement supérieur fait l'objet d'un débat national. Des dispositifs d'assurance de qualité ont été développés également au Japon, tels que l'évaluation a posteriori, un système d'accréditation institutionnelle, des aides pour l'amélioration des formations.